

認定訪問療法士更新に関する Q&A

申請期間について

Q：更新の申請期間が、認定期間の満期の1年も前なのはどうしてですか？

A：更新の申請を受け付ける事務作業を円滑に行うためです。ご協力をお願いいたします。

Q：更新をすると次の認定期間も5年間ですか？

A：現在の認定期間に続けて5年間が認定期間となります。

Q：現在産休中なのですが、更新の申請を先延ばしできますか？

A：正当な理由（事故や病気での休職、産休や育児休業など）があれば、最長で2年間の期間延長が行えます。

根拠：認定訪問療法士の認定有効期間の申請に関する規定第2条

Q：認定期間の延長を申請しましたが、新たな更新申請期間に出産となりそうです。出産して育児休暇を取る前に更新手続きをしたいのですが、期間の変更はできますか？

A：期間の延長を申請し受理された後でも、期間の短縮などの変更を行うことができます。

根拠：認定訪問療法士の認定有効期間の申請に関する規定第2条及び第4条

活動報告書について

Q：新たに「活動報告書」の形式ができたのはなぜですか？今後、この報告書の内容を認定訪問療法士の間で活かしていこうという働きでしょうか？

A：日本訪問リハビリテーション協会（以下本協会）が認定する訪問療法士とは、訪問リハビリテーション（以下、リハ）を実践できることのみならず、地域活動や研究活動といった関連した活動を通して活躍できる訪問療法士であり、その活動を報告していただく書式が「活動報告書」になります。有意義な形で「活動報告書」を公表することで他の訪問療法士が参考として、社会に貢献する取り組みにつながることを期待しています。

Q：今まで調査・研究発表も事例報告に含んでいたと思いますが、今後は研究発表も活動報告書を作成するということになりますか？

A：「事例報告書」は訪問リハの実践事例のみ記載することができます。査読規定のある学会誌と本協会機関誌における筆頭筆者によるリハ領域の原著論文はポイント申請が可能です。また、ポイント申請した内容であっても、特に現場で実施した取り組みについて活動報告書にまとめていただくことは差し支えありません。

Q：認定期間中に、職場の異動や自身の転職などによって、訪問リハ業務から離れてしまった場合、事例報告や活動報告の内容は、訪問リハ領域から外れてしまう可能性があると思うのですが、その場合はどのような内容であれば認められますか？

A：「事例報告書」は訪問リハの実践事例のみ記載することができます。「活動報告書」は訪問リハの実践のみならず、管理・運営、教育など訪問リハに関わる幅広い内容を記載することが可能です。

Q：活動報告書の中で一定の基準を満たせば、一般公開をする可能性があるとのことですが、一定の基準とはどのような基準ですか？

A：本協会によって有用性・新規性があると判断された報告書について、会員の見本となる「活動報告書」を公表していく予定です。

Q：協会主催・共催・後援する学術大会・研修会とは、具体的にどのようなものがありますか？

A：本協会が主催する学術大会は訪問リハビリテーション協会学術大会とリハビリテーション・ケア合同研究大会になります。
各年度により、後援する研修会および学術大会等が異なります。別紙にて公開予定です。

Q：事例報告書有り、活動報告書有り、更新ポイント 30 ポイント以上有り、という状況の場合には、どれを優先して提出した方がいいのでしょうか？

A：優先順位はありません。

Q：訪問リハビリテーション協会や都道府県士会、研究会などにおける運営等に携わっていますが、ポイントになりますか？

A：運営に携わるなかで、研修会における講師や座長は通常の講師・座長のポイント対象となりますので、証明できるものを提出してください。一方、講師や座長以外の運営に携わっている場合には、活動報告として認められることがありますので、ポイントとしての申請ではなく活動報告書を提出してください。

Q：認定期間内の研修会に参加する予定ですが、更新申請期間のほうが早く来ます。研修会に参加する前ですが、あらかじめポイントは認められますか？

A：見込みでの申請はできません。更新申請までに修了された研修会がポイントの対象になります。

Q：職場内の異動により、回復期リハ病棟に従事しています。演題発表は回復期に関する内容でも認められますか？

A：認定訪問療法士の知見をもって他の分野で活躍することも重要な役割であると考えています。リハ領域であれば、分野は問いません。本協会が主催、共催、後援する学会での発表であればポイントとして認めます。ただし、更新要件となる学会発表は本協会の主催学会のみとなりますのでご注意ください。

Q：現時点で、すでに対象となる研修会などに参加済みなのですが、証明できるものを保管していませんでした。この場合は、認められないのでしょうか？

A：認められません。証明する書類は、該当する研修会等へ申請者が参加したことが証明できるものとなります。①氏名、研修会名の記載された領収書の写し、②氏名、研修会名の記載された参加証の写しが必要です。ただし、協会ホームページのマイページ「研修履歴とポイント確認」に反映されているポイントについては証明書の提出は必要ありません。

Q：研修会の講師は、協会主催の有無は問わないということですが、所属する事業所や病院、施設が主催の研修会などは対象になりますか？また研修会の内容は、訪問リハ領域ではないと認められないのでしょうか？

A：全国リハ医療関連団体協議会が主催する研修会などが対象です。研修会の内容は訪問リハに限りません。

※「全国リハ医療関連団体協議会」とは全国リハビリテーション医療関連団体協議会の略称で、

▽日本リハビリテーション医学会

▽日本リハビリテーション病院・施設協会

▽回復期リハビリテーション病棟協会

▽全国デイ・ケア協会

▽日本訪問リハビリテーション協会

▽日本リハビリテーション看護学会

▽日本理学療法士協会

▽日本作業療法士協会

▽日本言語聴覚士協会

の9団体で構成されこの加盟団体の主催する学術大会での実績がポイントの対象となります。

Q：研修時間について、1日5時間で1ポイントということですが、1日+半日（4時間程度）の研修では半日分は認められないということでしょうか？

A：当協会が後援する他団体の研修会において1日5時間以上を1ポイントとして定めています。ご質問のように2日目が5時間未満の研修では、1日目のポイントしか認められず合計で1ポイントとなります。

※ただし、当協会が主催する研修会の場合には1日3ポイント、2日の場合は5ポイントが認められます。

※新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により学会・研修等の在り方が変化しております。この状況を鑑み、2020年4月1日以降のポイントについて変更いたしました。尚、2020年3月31日までに開催された学会及び研修等については、改訂前のポイントが採用されます。詳細は更新要件とポイントを確認ください。（2020/10/12 追加）

Q：ポイントは、どこまでさかのぼって申請が可能ですか？

A：認定日から更新申請までの期間で生じた実績が有効となりますので、証明書の保存など準備をお願いします。学術大会の査読は、学術大会の開催最終日を基準としてお考えください。また、認定審査の査読については、査読締め切り日が基準日となります。

Q：認定のポイント申請について、学会や認定審査に関わる査読を行いました。それを証明するにはどの書類を使用したらよいですか？

A：本協会主催の学会や認定審査に関わる査読が対象となります。2019年9月以降の査読はマイページに反映されているため、書類の提出は必要ありません。それ以前の査読はポイント申請用紙に記載の上、査読時期がわかる査読した控えを協会事務局へ郵送で提出してください。

Q：本協会主催の学術大会への演題発表には、モーニング（もしくはランチ）セミナーの講師なども含まれますか？

A：演題発表は一般演題（ポスター、口述の種別は問わない）を指すため演題発表には含まれません。本ケースは学術大会・研修会の講師もしくはシンポジストに該当します。

Q：ポイントに申請する演題発表は、「(2) 本協会主催の学術大会への演題発表」と重複可能ですか？

A：ポイント申請としての重複は不可です。尚、「(2) 本協会主催の学術大会への演題発表」は認定期間内のものが有効となります。

Q：ポイントに申請する講師・シンポジスト・座長・全国リハ関連団体が主催（共催）する学術大会への参加は、同じ年に複数回実施した場合は全て認められますか？

A：1年度につき1回のみをポイントとして認めます。そのため、ポイント申請として同年度に複数回の申請があった場合は、講師・シンポジスト・座長・全国リハ関連団体が主催（共催）する学術大会への参加は、各1回のみ認められます。

Q：更新ポイントが不足した場合には、認定訪問療法士の資格は無効になりますか？

A：2023年4月1日より認定審査の結果不合格となった場合または更新申請を完了できなかった場合、応用研修会の再履修で改めて認定申請を行えることとなりました。詳細については協会HPに記載の「失効者へのご案内」をご確認ください

学会・研修会への参加日および査読について

- ①研修会、学会参加の起点日は研修会の最終日となります。
- ②研修会は当日資料又は、参加費の領収証の写しをもって証明書類とします。研修会の日程がわかるものを添付してください。（領収証の場合、参加した研修会の開催日が起点日となります。複数日にわたる場合その旨明記してください。）
- ③学会への参加は主に参加証の写しをもって証明書類とします。その他、参加者名簿や参加費の領収書の写しも証明書類として受理します。発表された場合もポイントの記録用紙に発表のポイントとは区別して記録し証明書類とともに提出してください。
- ④学会査読ポイントの起点日は、その学会の開催最終日となります。
- ⑤認定審査・査読ポイントの起点日は、査読審査票締め切り日となります。
- ⑥査読に関するポイントは査読審査票の写しが証明書類となります。なお、保存の際にはタイトル、コメント欄を隠してコピーを取ったものを保存してください。（演題番号、匿名化番号で照合しますので消さないようお願いします。）
- ⑧学術発表の証明書類については、抄録とともに発表された学会名がわかる表紙、該当学会において発表されたことがわかるプログラムも合わせて提出してください。

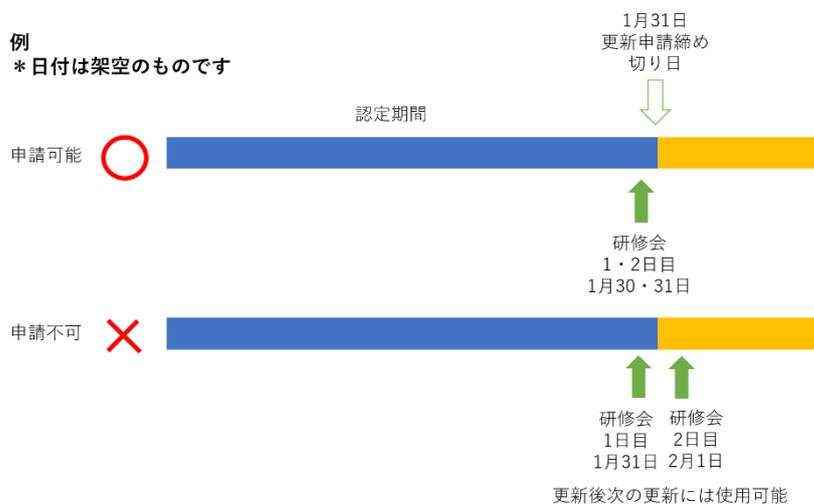
【参考】

1. 査読実施日の考え方：査読は実施する日が、該当する学会や認定審査で異なります。よって学会の場合は、開催期間の最終日を起点日として考えます。また、認定審査の場合は、査読締め切り日が起点日となります。その起点日が制度開始以降で認定期間中であれば、申請することが可能です。

2. 本協会が主催する研修会の考え方：研修会の参加ポイントは、当日資料か参加費納入の際の領収書が証明書類として提出できます。また、ポイントが発生する起点となる日は、対象となる研修会の最終日となります。

例えば、下記のように【更新要件とポイント】※のポイント表に示されている【3-4 本協会が主催（共催）する研修会（2日以上：5ポイント）】で申請する場合、申請する日までに研修が修了していなければ、申請できません。ただし、更新されて新たな認定期間の中で申請することは可能です。なお、下記のような数日間に及ぶ研修会を【3-5 本協会が主催（共催）する研修会（1日：3ポイント）】※にて分割申請することはできません。

※：当協会ホームページ【認定訪問療法士のご案内】において要綱の欄に掲載されている【更新要件とポイント】を参照のこと



2016年5月6日更新

2016年8月9日更新（内容の変更無し、更新箇所はレイアウト及び文字と年数の修正）

2016年8月18日更新

2017年10月31日更新（和暦表示を西暦表示に変更、内容修正・加筆）

2017年12月21日更新（後援研修会等に関する表記を修正）

2019年7月21日更新（研修会ポイントに関する表記を修正）

2020年10月10日追記（新型コロナウイルス感染症対応による更新ポイントの変更追記）

2023年5月31日追記、更新（微修正と失効者に対するの対応について追記）